

令和6年度 マチニワイベント支援事業 実施要項

1. 本事業の趣旨・目的

八戸まちなか広場マチニワ（以下「マチニワ」という）を会場とした飲食・物販を伴う一定規模のイベントの開催を支援し、中心街の賑わい創出や回遊性の向上を図り、地域経済を活性化することを目的とします。

2. 支援対象

○支援の対象となる方（以下「支援対象者」という）は、次に掲げる要件に該当する方とします。

- (1) 八戸市内に店舗又は事業所等を有する事業者を含む、恒常的な営業の実態があり飲食・物販等を行う事業者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) イベントを完遂できると認められること。

3. 支援対象イベント

支援の対象となるイベント（以下「支援対象イベント」という）は、来街者の増加や飲食・物販の消費等による地域経済への波及効果が見込まれるイベントで、以下の全ての要件に該当するイベントとします。

- (1) マチニワで開催される飲食・物販等の販売促進を伴うイベントであること。
- (2) 上記支援対象者が3者以上の共同により開催するイベントであること。
- (3) 原則、マチニワ全面を使用して行うイベントであること。
- (4) 不特定多数が参加できるイベントであること。
- (5) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。
- (6) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントでないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントでないこと。
- (8) その他支援対象イベントとして不適当であると認められないイベントであること。

4. 支援内容

①通常期（令和6年4月～11月）

- ・土曜日、日曜日、祝日、振替休日は、施設使用料の3分の2減免
- ・平日の施設使用料3回まで全額減免（4回目以降は3分の2減免）

②冬期（令和6年12月～令和7年3月）

- ・施設使用料の全額減免

※施設使用料は営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料

5. 支援対象期間

当該事業による支援の対象となるイベントは、令和6年3月1日以降に八戸まちなか広場使用許可申請を行うイベントで、かつ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施されるイベントを対象とします。

6. 申請手続き

- ・マチニワイベント支援事業によるイベントを実施する場合は「マチニワイベント支援事業実施申請」及び「八戸まちなか広場(マチニワ)使用許可申請」の両方が必要です。
- ・マチニワイベント支援事業の申請者は、支援対象者またはイベント主催者とし、マチニワの使用許可申請者と同一の方とします。
- ・どちらの申請についても、申請は八戸ポータルミュージアム4階事務室で直接申請してください。（ウェブでの申請は不可）
- ・マチニワイベント支援事業実施申請の受付は、イベントを実施する希望日の30日前が締切りです。
※締切りを過ぎた場合は、マチニワイベント支援事業対象外となり、通常の使用となります。
- ・飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）へ事前の相談が必要です。遅くともイベント実施日の1か月前までには、事前相談をしてください。
- ・申請書様式は八戸まちなか広場 マチニワホームページ(machiniwa8.jp)からダウンロードできます。

7. 決定の通知

申請内容をもとに、支援対象イベントとしての可否を確認し、結果を後日通知いたします。対象となった場合は、「八戸まちなか広場使用料減免申請書」を提出していただきます。

8. 実施報告

イベント終了後は、開催状況のわかる資料（写真、広告物、イベント掲載記事等）を添えて実施報告書を完了の日から30日以内に提出してください。

9. 決定の取消し

支援対象イベントの内容及び支援対象者が支援の要件に合致しないと判明したときは、イベントの支援を取り消す場合があります。

10. その他条件

- ・イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。また、広報物・看板等に「マチニワイイベント支援事業」であることを明記してください。
- ・設備器具使用料は有料です。
- ・その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例によることとします。

11. 問合せ・提出先

〒031-0032 八戸市三日町 11-1

八戸ポータルミュージアム 「マチニワイイベント支援事業係」

TEL : 0178-22-8228 Fax : 0178-22-8808

Mail: hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

HP: machiniwa8.jp

◎マチニワイベント支援事業の諸条件まとめ

申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ マチニワイベント支援事業実施申請書 ・ 八戸まちなか広場使用許可申請書 <p style="text-align: right;">} それぞれ申請が必要です。</p> <p>※申請締切りは、イベント開催日の30日前まで ※申請場所は、八戸ポータルミュージアム4階事務室</p>
申請者	マチニワの使用許可申請者と同一の方
支援対象者	八戸市内に店舗又は事業所等を有する事業者を含む、恒常的な営業の実態があり飲食・物販等を行う事業者。
対象イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ マチニワで開催される飲食・物販を伴うイベント ・ 上記支援対象者3人以上で開催されるイベント ・ 原則マチニワ全面を使用して行うイベント
対象期間	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
支援内容	<p>①通常期（令和6年4月～11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日は、施設使用料の3分の2減免 ・ 平日の施設使用料3回まで全額減免（4回目以降は3分の2減免） <p>②冬期（令和6年12月～令和7年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設使用料の全額減免 <p>※施設使用料は営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は使用料</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）への事前相談が必要 ・ 設備器具使用料は有料